

バス路線に関する生活交通の維持・確保に関する方策について

千葉県バス対策地域協議会印旛分科会

乗合バス事業については、平成14年2月の改正道路運送法の施行に伴い、需給調整規制は廃止され、事業への参入・退出等の規制が緩和されました。

これにより、交通需要の少ない地方部における乗合バス路線については、不採算路線からの退出の加速が懸念され、地域住民の皆様にとって真に必要な生活交通の確保に支障を来すことが危惧されています。

このため、千葉県では、「千葉県バス対策地域協議会」（県、国、市町村及びバス事業者で構成）を設け、さらに各地域振興事務所及び交通計画課に「分科会」を設けて、地域のニーズに応じた具体的な生活交通確保のための方策を協議し、「地域間幹線系統確保維持計画」を策定することとしております。

このたび印旛分科会では、バス事業者から協議の申出のあった路線について協議を行いましたのでお知らせします。

なお、本件協議による「地域間幹線系統確保維持計画」の修正はありません。

令和5年6月30日（金）

印旛分科会事務局 〒285-8503 佐倉市鏑木仲田町8-1
千葉県印旛地域振興事務所 企画課内
電話番号 043-483-1111

別記第7号様式

千葉県バス対策地域協議会 分科会協議結果総括表

分科会名：印旛分科会

協議年月日：令和5年6月15日

令和5年度の運行に係る協議

		協議路線		関係 市町村	分科会における協議結果	備考
事業者名	路線名	起点・終点 (経由地)	協議申出内容 (実施予定年月日)			
千葉交通 株式会社	成田佐原線	京成成田駅・ 佐原粉名口車庫 (来光台)	運行便数及び時刻の変更 (令和5年7月1日)	成田市 香取市	生活路線として不可欠であり、運行回数を変更した上で国及び県の補助を受けて運行を維持する。 また、関係市及び事業者で路線を維持するための施策を実施していく。	
		京成成田駅・ 佐原駅(来光台)				
		京成成田駅・ 佐原粉名口車庫 (大栄工業団地)				
		京成成田駅・ 佐原駅 (大栄工業団地)				